

「原子力災害対策指針」の改正案に対する意見募集の結果について

令和元年 7 月 3 日
原子力規制庁

1. 経緯

平成31年4月10日の第3回原子力規制委員会において、「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」での議論を踏まえて取りまとめた「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム会合報告書」を基に、「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の具体的な改正案（以下「両改正案」という。）を策定することが了承された。

令和元年5月8日の第6回原子力規制委員会において、両改正案に対する意見募集の実施が了承され、同年5月9日から30日間、「原子力災害対策指針」の改正案について行政手続法に基づく意見募集を実施した。

2. 改正の主な内容

- ① 適切な服用のタイミング及び他の防護措置との組合せ
- ② 服用を優先すべき対象者
- ③ 40歳以上の者への効果
- ④ 副作用
- ⑤ 複数回の服用を避けるべき対象者
- ⑥ 服用後の経過観察
- ⑦ 事前配布の対象区域における事前配布方法

3. 意見募集の実施状況

- (1) 意見募集の期間：令和元年5月9日～6月7日
- (2) 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- (3) 御意見：64件

- 意見募集に対して、64件の意見が寄せられた。これらの意見を参考に、第6回原子力規制委員会で示した「原子力災害対策指針」の改正案に対し、記載内容の明確化や整合性の確保等のための修正を加えた（別紙1の網掛け箇所）。
- 以上の修正のほか、今回寄せられた意見及びこれに対する考え方を整理した（別紙2）。

4. 今後の対応について

意見募集の結果等を踏まえ、「原子力災害対策指針」の改正案（別紙1）について原子力規制委員会による決定を行う。

また、原子力災害対策特別措置法第6条の2第3項の規定により、改正後の「原子力災害対策指針」を、原子力規制委員会決定後速やかに官報に掲載する。併せて、原子力規制委員会のウェブサイトにも掲載する。

<別紙について>

別紙1 「原子力災害対策指針」の改正案

別紙2 「原子力災害対策指針」の改正案に関する全ての意見及び考え方

（参考） 「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正案に対する意見募集の実施について
（令和元年5月8日第6回原子力規制委員資料3）

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、令和元年 月 日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和元年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

表1—1中「（※）」を「（※）」に、「10条」を「第十条」に、「15条」を「第十五条」に、「（※）」を「（※）」に改める。

表1—2中「（※）」を「（※）」に、「（※）」を「（※）」に、「10条」を「第十条」に、「15条」を「第十五条」に改める。

表1—3中「（※）」を「（※）」に、「10条」を「第十条」に、「15条」を「第十

五.条」に改める。

図1中「おたは」を「又は」に改める。

表3中「講じる」を「講ずる」に、 「1ヶ月」を「1か月」に、 「概ね」を「おおむね」に、 「表面汚染密度より」を「表面汚染密度から」に改める。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 下線箇所が改正部分、網掛け箇所が意見公募手続実施時の案からの変更点（うち水色の網掛け箇所が意見を踏まえたもの）

改正後	改正前
<p>前文 （目的・趣旨） 「略」 （定義） 本指針において使用する用語は、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「炉規法」という。）及び原子力防災対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号。以下「通報規則」という。）において使用する用語の例による。 （対象） 「略」 （過去の経緯） 「略」 第1 原子力災害 （1）「略」 （2）放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路 「略」 ① 放射性物質又は放射線の放出 （i）原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。</p>	<p>前文 （目的・趣旨） 「同上」 （定義） 本指針において使用する用語は、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「炉規法」という。）及び原子力防災対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号。以下「通報規則」という。）において使用する用語の例による。 （対象） 「同上」 （過去の経緯） 「同上」 第1 原子力災害 （1）「同上」 （2）放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路 「同上」 ① 放射性物質又は放射線の放出 （i）原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。</p>

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

〔略〕

(ii) 〔略〕

② 〔略〕

(3) 原子力災害の特殊性

〔略〕

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、前記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した災害対策を講ずるのではなく、一般的な災害対策と連携して対応していく必要がある。

(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

原子力災害が発生した場合には、前記(3)で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講ずることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特²Publication 109、111やIAEAのGSR Part 7等の原則にのっとり、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。

第2 原子力災害事前対策

(1) 〔略〕

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

〔同上〕

(ii) 〔同上〕

② 〔同上〕

(3) 原子力災害の特殊性

〔同上〕

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、前記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した災害対策を講ずるのではなく、一般的な災害対策と連携して対応していく必要がある。

(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

原子力災害が発生した場合には、前記(3)で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講ずることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特²Publication 109、111やIAEAのGSR Part 7等の原則にのっとり、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。

第2 原子力災害事前対策

(1) 〔同上〕

(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

① 「略」

② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

「略」

(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

(1) 基本的な考え方

「略」

警戒事態…

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

① 「同上」

② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

「同上」

(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

(1) 基本的な考え方

「同上」

警戒事態…

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないう要配慮者（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八条第二項第十五号に定める要配慮者をいう。以下同じ。））、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国に連絡しなければならぬ。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならぬ。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍のPAZ（3）②（i）

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならぬ。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならぬ。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍のPAZ(3)②(i)で述べるPAZをいう。以下同じ。

(内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

○要配慮者(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二十二号)第八条第二項第十五号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

施設敷地緊急事態… [略]
全面緊急事態…

で述べるPAZをいう。以下同じ。(内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

「加える。」

「加える。」

施設敷地緊急事態… [同上]
全面緊急事態…

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、UPZ(3)②(i)(ロ)で述べるUPZをいう。以下同じ。)内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。

(ロ) 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル(Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み(表2)及び後記(ハ)を踏まえ原子力事業者が行う。

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、UPZ(3)②(i)(ロ)で述べるUPZをいう。以下同じ。)内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。

(ロ) 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル(Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み(表2)及び下記(ハ)を踏まえ原子力事業者が行う。

(ハ) EALの運用

原子力事業者は、前記(ロ)を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設定の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。原子力規制委員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

(ii) 運用上の介入レベル(OIL)

(イ) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には前記(i)の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1-1から1-3までの後段にまとめる。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から一日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならぬ。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、一週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならぬ。これらの措置を講ずる

(ハ) EALの運用

原子力事業者は、上記(ロ)を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設定の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。原子力規制委員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

(ii) 運用上の介入レベル(OIL)

(イ) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には前記(i)の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1-1から1-3までの後段にまとめる。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から一日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならぬ。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、一週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならぬ。これらの措置を講じる

場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにしなければならぬ。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならぬ。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

〔監〕

〔互・(シ) 監〕

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. [略]

[略]	[略]
〔①～④ 略〕 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 〔⑥～⑰ 略〕	[略]

[略]	[略]
〔①～③ 略〕 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直が5分以上継続すること。	[略]

場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにしなければならぬ。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならぬ。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

〔同上〕

〔互・(シ) 互上〕

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. [同上]

[同上]	[同上]
〔①～④ 同上〕 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 〔⑥～⑰ 同上〕	[同上]

[同上]	[同上]
〔①～③ 同上〕 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直が5分以上継続すること。	[同上]

〔⑥～⑮ 略〕

〔略〕	〔略〕
〔①～⑥ 略〕 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 〔⑧～⑭ 略〕	〔略〕

2. 〔略〕

〔略〕	〔略〕
〔①～③ 略〕 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなつた場合となり、その状態が15分間以上継続すること。 〔⑤～⑮ 略〕	〔略〕

〔略〕	〔略〕
〔①・② 略〕 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となつた場合において、当該直母線に電気を供給すること。 〔⑤～⑭ 略〕	〔略〕

〔略〕	〔略〕
〔①～⑤ 略〕 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	〔略〕

〔⑥～⑮ 同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔①～⑥ 同上〕 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 〔⑧～⑭ 同上〕	〔同上〕

2. 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔①～③ 同上〕 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなつた場合となり、その状態が15分以上継続すること。 〔⑤～⑮ 同上〕	〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔①・② 同上〕 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となつた場合において、当該直母線に電気を供給すること。 〔⑤～⑭ 同上〕	〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔①～⑤ 同上〕 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	〔同上〕

〔⑦～⑬ 略〕

3. [略]

[略]	[略]
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなつた場合となり、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 〔②～⑪ 略〕	[略]

[略]	[略]
① 原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 〔略〕	[略]
② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、電源設備が30分以上発電用原炉及びその附属施設（平成25年及び規制委員が発する第58条第1項及び設置、原子研究開発基準に第9号）及びその附属施設（平成25年及び規制委員が発する第72条第1項の基準に適用しない場合は、5分以上継続すること。） ④ 非常用直流線に電気が一となつた場合において、当該直が5分間以上継続すること。	[略]

[略]	[略]
〔①～③ 略〕 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設	[略]

〔⑦～⑬ 同上〕

3. [同上]

[同上]	[同上]
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなつた場合となり、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 〔②～⑪ 同上〕	[同上]

[同上]	[同上]
① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 〔同上〕	[同上]
② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、電源設備が30分以上発電用原炉及びその附属施設（平成25年及び規制委員が発する第58条第1項及び設置、原子研究開発基準に第9号）及びその附属施設（平成25年及び規制委員が発する第72条第1項の基準に適用しない場合は、5分以上継続すること。） ④ 非常用直流線に電気が一となつた場合において、当該直が5分間以上継続すること。	[同上]

[同上]	[同上]
〔①～③ 同上〕 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設	[同上]

<p>ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設第58条第1項及び第72条(30分以上)継続すること。⑤ 止し、かつ、その直母線が5分間以上継続すること。⑥～⑫ 略]</p>	
---	--

4. [略]

これらの施設については、その特性が多様多様であること第1から、具体的なEAL第14条の表二又はホに掲げる施設、当該施設の特性を踏まえ、原子力事業者が行う。

5. [略]

6. [略]

[略]	[略]
[略]	<p>築収い防めを指に立止難域立て民構報行民た備す難域て時中避区時し住体や集、護の開。示お、入し指に入る</p>

<p>ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設第58条第1項及び第72条(30分以上)継続すること。⑤ 止し、かつ、その直母線が5分間以上継続すること。⑥～⑫ 同上]</p>	
--	--

4. [同上]

これらの施設については、その特性が多様多様であること第1から、具体的なEAL第14条の表二又はホに掲げる施設、当該施設の特性を踏まえ、原子力事業者が行う。

5. [同上]

6. [同上]

[同上]	[同上]
[同上]	<p>築収い防めを指に立止難域立て民構報行民た備す難域て時中避区時し住体や集、護の開。示お、入し指に入る</p>

[略]	[略]
① [略] ② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ③～⑬ 略	[略]

[略]	[略]
[略]	[略]

[略]	[略]
[略]	[略]

9. [略]

(三) [略]

(3) [略]

(4) 原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策

原子力事業者は、原子力施設に対して、炉規法、原災法等に基づき、平時から原子力災害予防対策を講じているが、それにもかかわらず、当該施設周辺において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害の発生及びその拡大を防止する必要がある。原子力事業者は、防災業務計画を策定するとともに、従業員に対する教育及び訓練を実施して、緊急時に適切な対処ができるよう準備しておく必要がある。また、原子力施設内外における協力関係も構築しておく必要がある。

[略]

(5) 緊急時における住民等への情報提供の体制整備

[略]

さらに、緊急時に伝達された情報を速やかに理解できるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方（関連する用語の

[同上]	[同上]
① [同上] ② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ③～⑬ 同上]	[同上]

[同上]	[同上]
[同上]	[同上]

[同上]	[同上]
[同上]	[同上]

9. [同上]

(三) [同上]

(3) [同上]

(4) 原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策

原子力事業者は、原子力施設に対して、炉規法、原災法等に基づき、平時より原子力災害予防対策を講じているが、それにもかかわらず、当該施設周辺において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害の発生及びその拡大を防止する必要がある。原子力事業者は、防災業務計画を策定するとともに、従業員に対する教育及び訓練を実施して、緊急時に適切な対処ができるよう準備しておく必要がある。また、原子力施設内外における協力関係も構築しておく必要がある。

[同上]

(5) 緊急時における住民等への情報提供の体制整備

[同上]

さらに、緊急時に伝達された情報を速やかに理解できるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方（関連する用語の

普遍化、平易化を含む。)に関する検討や情報の受け手の理解の促進に努める。また、報道機関等を通じた情報提供も効果的であるため、関係者間の連携・協力体制を平時から構築する必要がある。

なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応すべきであり、また、**平時**から、より高度な広報技術の習得に努めるべきである。

(6) 緊急時モニタリングの体制整備

① 「略」

② 国、地方公共団体及び原子力事業者の役割

「略」

地方公共団体は、地域における知見を生かして、緊急時モニタリング計画の作成や原子力災害対策重点区域等における緊急時モニタリングを実施する。また、国の技術的支援の下、平時時モニタリングを適切に実施する。

「略」

③ ⑥ 「略」

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

「略」

① 原子力災害医療の実施体制

国及び立地道府県等は、**前記**の役割を担う医療機関等を組み込んだ原子力災害医療体制を整備する必要がある。

(i) 「略」

(ii) 立地道府県等

「略」

・立地道府県等は、避難退域時検査等に関しては、緊急時に多数の要員を必要とすることから、**平時**から緊急対応体制を構築すること。

(iii) 「略」

② 「略」

③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制

普遍化、平易化を含む。)に関する検討や情報の受け手の理解の促進に努める。また、報道機関等を通じた情報提供も効果的であるため、関係者間の連携・協力体制を**日頃**から構築する必要がある。

なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応すべきであり、また、**日頃**から、より高度な広報技術の習得に努めるべきである。

(6) 緊急時モニタリングの体制整備

① 「同上」

② 国、地方公共団体及び原子力事業者の役割

「同上」

地方公共団体は、地域における知見を活かして、緊急時モニタリング計画の作成や原子力災害対策重点区域等における緊急時モニタリングを実施する。また、国の技術的支援の下、平時時モニタリングを適切に実施する。

「同上」

③ ⑥ 「同上」

(7) 原子力災害時における医療体制の整備

「同上」

① 原子力災害医療の実施体制

国及び立地道府県等は、**上記**の役割を担う医療機関等を組み込んだ原子力災害医療体制を整備する必要がある。

(i) 「同上」

(ii) 立地道府県等

「同上」

・立地道府県等は、避難退域時検査等に関しては、緊急時に多数の要員を必要とすることから、**平時**より緊急対応体制を構築すること。

(iii) 「同上」

② 「同上」

③ 安定ヨウ素剤予防服用の体制

(i) 安定ヨウ素剤の服用について

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクを上昇させる。また、年齢が低いほど、そのリスクが高い。このような放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより、予防又は低減をすることが可能である。このため、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

また、体制整備に際しては、関連法制度及び技術面等の最新の状況を反映するよう努めるとともに、以下のような点に留意する必要がある。

- ・服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者等については事前に周知する。

- ・なお、服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

- ・地方公共団体は、服用に伴う副作用の発生に備えて事前に周辺医療機関に受入れの協力の依頼等をするとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送が行うことができる等の医療体制の整備に努める。

また、平時から訓練等により配布及び服用方法の実効性等の検証又は評価をし、改善に努める必要がある。

(ii) 事前配布の方法

原子力災害対策重点区域のうちPAZ内においては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができる

(i) 安定ヨウ素剤の予防服用について

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年〜十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような放射性ヨウ素による内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療従事者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきである。また、体制整備に際しては、関連法制度及び技術面等の最新の状況を反映するよう努めるとともに、以下のような点に留意する必要がある。

- ・服用の目的や効果とともに副作用や禁忌者等に関する注

意点等については事前に周知する。
「加える。」

- ・地方公共団体は、原子力災害時の副作用の発生に備えて事前に周辺医療機関に受入れの協力を依頼等をするとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送が行うことができる等の医療体制の整備に努める。

また、平時から訓練等により配布・服用方法の実効性等を検証・評価し、改善に努める必要がある。

(ii) 事前配布の方法

原子力災害対策重点区域のうちPAZ内においては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができる

るよう、**以下**の点に留意し、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。

・地方公共団体による安定ヨウ素剤の事前配布は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。

・地方公共団体は、事前配布用の安定ヨウ素剤を購入し、公共施設（庁舎、保健所、医療機関、**薬局**、学校等）で管理する。

・地方公共団体は、事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、**効能又は効果**、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。

・地方公共団体は、配布等を円滑に行うために、説明会等において、**薬剤師に医師への協力等を要請すること**ができる。

・地方公共団体は、説明会に参加できない住民に対しては、医師による説明を受けることができる公共施設や医療機関に住民が出向き、説明を受けた上で受領できるように対応する必要がある。

・地方公共団体は、住民への説明会を定期的に開催することを前提とした上で、**地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会との協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等**で安定ヨウ素剤を配布する

よう、**次**の点に留意し、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。

「加える。」

・地方公共団体は、事前配布用の安定ヨウ素剤を購入し、公共施設（庁舎、保健所、医療施設、**学校等**）で管理する。

・地方公共団体は、事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、**予防効果**、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、**禁忌者やアレルギーを有する者に生じ得る健康被害**、副作用、過剰服用による影響等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。

「加える。」

・地方公共団体は、説明会に参加できない住民に対しては、医師による説明を受けることができる公共施設や医療機関に住民が出向き、説明を受けた上で受領できるように対応する必要がある。歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない者には、説明会に参加した家族や公共施設等に出向いた家族等が代理受領し、説明書とともに説明内容を当該対象者に伝えることを確認した上で配布する。

「加える。」

こともできる。

・地方公共団体は、歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない者には、家族等が代理受領し、説明書とともに説明内容を当該対象者に伝えることを確認した上で配布する。

・地方公共団体は、配布や代理受領に際しては、他の者に譲り渡さないよう指示するとともに、調査票等への回答や問診の実施等を通じて服用を優先すべき対象者等の把握に努める。

「削る。」

・地方公共団体は、紛失等により安定ヨウ素剤を携行して**いない**住民や一時滞在者等に対して追加配布できるように予備の安定ヨウ素剤を備蓄する。

「削る。」

・地方公共団体は、転出者又は転入者があった場合は速やかに安定ヨウ素剤の回収又は配布を**するよう努める**。また、安定ヨウ素剤の更新時期の管理方法と使用期限が切れた製剤の確実な回収方法についてあらかじめ定め、実施する。

(iii) 事前配布以外の配布方法

UPZ内においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなる。そのため、**以下の点に留意して**、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

・地方公共団体による安定ヨウ素剤の事前配布以外の配布においても、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及

「加える。」

・地方公共団体は、配布や代理受領に際しては、他の者に譲り渡さないよう指示するとともに、調査票等への回答や問診の実施等を通じて禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。

・地方公共団体は、配布等を円滑に行うために、説明会等において、**薬剤師に医師を補助等させることができる**。

・地方公共団体は紛失等により安定ヨウ素剤を**即時に服用できない**住民や一時滞在者等に対して追加配布できるように予備の安定ヨウ素剤を備蓄する。また、追加配布方法等について説明会等を通じて説明する。

・地方公共団体は、放射性ヨウ素による内部被ばく予防が必要な住民に対して必要な量の安定ヨウ素剤のみを事前配布する。

・地方公共団体は、転出者又は転入者があった場合は速やかに安定ヨウ素剤を回収又は配布**するよう努める**。また、安定ヨウ素剤の更新時期の管理方法と期限切れ製剤の確実な回収方法についてあらかじめ定め、実施する。

(iii) 事前配布以外の配布方法

UPZ内においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなる。そのため、**次の点に留意して**、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

「加える。」

びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。

・地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続を定め、適切な場所に備蓄する。

・安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行うべきである。ただし、**時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行う。**

〔略〕

〔8〕(12) 略

第3 緊急事態応急対策

(1) 緊急事態応急対策の基本的な考え方

原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講ずることが必要である。その際、観測可能な数値に基づき、当事者が事態に応じた防護措置を行うことが重要である。また、複数の原子力施設が設置される原子力事業所に係る原子力災害対策重点区域内、又は複数の事業所に係る原子力災害対策重点区域が重複する区域においては、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえた防護措置を行うことが必要である。

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、第2(2)の表1―1から1―3まで及び図1で示したように**以下の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じなければならない。**

・原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態に至った旨

・地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続を定め、適切な場所に備蓄する。

・安定ヨウ素剤の配布・服用は、原則として医師が関与して行うべきである。ただし、**時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布・服用を行う。**

〔同上〕

〔8〕(12) 同上

第3 緊急事態応急対策

(1) 緊急事態応急対策の基本的な考え方

原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講ずることが必要である。その際、観測可能な数値に基づき、当事者が事態に応じた防護措置を行うことが重要である。また、複数の原子力施設が設置される原子力事業所に係る原子力災害対策重点区域内、又は複数の事業所に係る原子力災害対策重点区域が重複する区域においては、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえた防護措置を行うことが必要である。

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、第2(2)の表1―1から1―3まで及び図1で示したように**次の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じなければならない。**

・原子力事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態に至った旨の

の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。

〔略〕

〔略〕

〔略〕

(4) (3) 緊急時における住民等への情報提供

〔略〕

情報発信をする国、地方公共団体等は、報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求めることも必要である。また、これらの情報提供に関しては、要配慮者及び一時滞在者等に十分に配慮しなければならない。さらに、発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互に齟齬のないようにすべきである。

(5) 防護措置

〔略〕

① 避難及び一時移転

〔略〕

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講ずるべきである。

〔略〕

〔略〕

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が

通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

(4) (3) 緊急時における住民等への情報提供

〔同上〕

情報発信をする国、地方公共団体等は、報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求めることも必要である。また、これらの情報提供に関しては、要配慮者及び一時滞在者等に十分に配慮しなければならない。さらに、発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互に齟齬の無いようにすべきである。

(5) 防護措置

〔同上〕

① 避難及び一時移転

〔同上〕

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、次のとおり講ずるべきである。

〔同上〕

〔同上〕

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比

比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。
具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、**以下のとおり講ずるべき**である。

「略」

③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達されることが必要である。

安定ヨウ素剤の服用に当たっては、**以下の点に留意すべき**である。

- 安定ヨウ素剤の効能又は効果は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減することに限定されており、**放射性ヨウ素以外の放射性核種**に対しては服用効果がない。
- 安定ヨウ素剤の服用効果のみに過度に依存せず、避難、一時移転、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要がある。また、誤飲、紛失等の防止対策も講ずる必要がある。
- 安定ヨウ素剤の服用効果が十分に得られるよう、服用のタイミングの重要性について平時から周知し、服用のタイミングに係る決定・指示を適切に行う必要がある。
- 妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）は、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。
- 安定ヨウ素剤の成分等に照らすと、副作用として急性のア

較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。
具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、**次のとおり講ずるべき**である。

「同上」

③ 安定ヨウ素剤の予防服用

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達されることが必要である。

安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するほか、**次の点に留意すべき**である。

- 安定ヨウ素剤の服用は、**放射性ヨウ素以外の他の放射性核種**に対しては防護効果が無い。
- 安定ヨウ素剤の予防服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要がある。また、不注意による経口摂取の防止対策も講ずる必要がある。
- 緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性がある。
- 年齢に応じた服用量に留意する必要がある。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要がある。
- 「加える。」

アレルギー反応が生じる可能性は極めて低い、これに対応できる体制を整えておく必要がある。

・甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低い、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮が必要である。

・地方公共団体は、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者や保護者等が服用をちゅうちよすることがないよう、服用による副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時から住民に周知を行う。

また、安定ヨウ素剤の配布及び服用の方法は、原子力災害対策重点区域の内容及び以下のとおりとするべきである。

・PAZ内においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。

・PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会が必要を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従う。

④ 原子力災害医療

原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した原子力災害医療体制に基づいて

「加える。」

「加える。」

また、安定ヨウ素剤の服用の方法は、原子力災害対策重点区域の内容及び以下のとおりとするべきである。

・PAZ内においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児、乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。

・PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。

④ 原子力災害医療

原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した医療体制に基づいて、初期対応

、初期対応段階における医療処置を円滑に行う。

〔略〕

原子力災害医療調整官は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受入れを確認する。特に、重篤な傷病者については指定された拠点病院等に搬送できるようにする。また、原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の拠点病院等へ派遣する。さらに、原子力災害医療調整官は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を服用するように伝達する。立地道府県等は、国からの指示に基づき、避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。立地道府県等は、内部被ばくの可能性が高い場合には、鼻スミア及び甲状腺モニタリング、更には詳細な内部被ばく線量を推定するため、指定された拠点病院又は高度被ばく医療支援センターに搬送する。

⑤ 避難退域時検査及び除染

〔略〕

(i) 避難退域時検査及び簡易除染

〔略〕

なお、避難退域時検査及び簡易除染は、避難及び一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。

〔略〕

(イ) 〔略〕

(ロ) 簡易除染の方法

〔略〕

内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院等に搬送する。

段階における医療処置を円滑に行う。

〔同上〕

原子力災害医療調整官は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受入れを確認する。特に、重篤な傷病者については指定された拠点病院等に搬送できるようにする。また、原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の拠点病院等へ派遣する。さらに、原子力災害医療調整官は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を投与するように伝達する。立地道府県等は、国からの指示に基づき、避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。立地道府県等は、内部被ばくの可能性が高い場合には、鼻スミア及び甲状腺スクリーニング、さらには詳細な内部被ばく線量を推定するため、指定された拠点病院又は高度被ばく医療支援センターに搬送する。

⑤ 避難退域時検査及び除染

〔同上〕

(i) 避難退域時検査及び簡易除染

〔同上〕

なお、避難退域時検査及び簡易除染は、避難や一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。

〔同上〕

(イ) 〔同上〕

(ロ) 簡易除染の方法

〔同上〕

内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院等に搬送する。

(iii) (ii)

〔略〕
〔略〕

甲状腺モニタリング

甲状腺モニタリングは、避難退域時検査及び簡易除染の結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくが懸念される場合に行う。ただし、甲状腺モニタリングでは正確な甲状腺被ばく線量を推定することはできないことに留意する。

〔略〕

⑥ 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。また、飲食物の摂取制限を講ずる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。

具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率等に基つき以下のとおり講ずるべきである。

・空間放射線量率がOIL2を超える地域を特定し、一時移転の措置を講ずるとともに、当該地域の地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物の放射性核種濃度の測定結果が得られた段階では、OIL6の結果に基つき、飲食物の摂取制限が判断される。

〔略〕

〔略〕

⑦ 防災業務関係者の防護措置

防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフイ

〔同上〕

〔同上〕

(iii) (ii)

甲状腺スクリーニング

甲状腺スクリーニングは、避難退域時検査及び簡易除染の結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による内部被ばくが懸念される場合に行う。ただし、甲状腺スクリーニング計測では正確な甲状腺被ばく線量を推定することはできないことに留意する。

〔同上〕

⑥ 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。また、飲食物の摂取制限を講ずる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。

具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率等に基つき次のとおり講ずるべきである。

・空間放射線量率がOIL2を超える地域を特定し、一時移転の措置を講ずるとともに、当該地域の地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物の放射性核種濃度の測定結果が得られた段階では、OIL6の結果に基つき、飲食物の摂取制限が判断される。

〔同上〕

〔同上〕

⑦ 防災業務関係者の防護措置

防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフイ

ルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用させること、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。さらに、輸送手段及び連絡手段の確保が必要である。

〔略〕

⑧ 〔略〕

(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策

原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮蔽性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮蔽対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行う。

第4 原子力災害中長期対策

〔1〕(4) 略

(5) 除染措置

国、地方公共団体等は、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるように、除染措置を講ずる必要がある。除染措置を講ずる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。

〔略〕

(6) 〔略〕

第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

〔略〕

ルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。さらに、輸送手段、連絡手段の確保が必要である。

〔同上〕

⑧ 〔同上〕

(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策

原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮蔽性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮蔽対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行う。

第4 原子力災害中長期対策

〔1〕(4) 同上

(5) 除染措置

国、地方公共団体等は、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるように、除染措置を講ずる必要がある。除染措置を講ずる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。

〔同上〕

(6) 〔同上〕

第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

〔同上〕

(1) 緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の一部区域では今なお避難指示が継続されており、こうした区域（以下「避難指示区域」という。）のうち避難指示解除準備区域や居住制限区域では住民の一時立入が行われている一方で、既に避難指示が解除された区域では住民が帰還し生活を再開している。新たな緊急事態が発生した場合には、こうした現状を踏まえた適切な防護措置を講ずる必要がある。

当該特定原子力施設において、周辺住民の防護措置が必要となるような新たな緊急事態が発生した場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態を踏まえて緊急事態を判断し、放射性物質が放出される前の初期対応段階において、事態の進展に応じた予防的な防護措置を講ずることが適当である。

このため、放射性物質が放出される前の初期対応段階においては、次に掲げるとおり、緊急事態を次の三つに区分して判断し、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策重点区域において当該各区分に応じた防護措置を講ずることが適当である。

- ・警戒事態 避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。
- ・施設敷地緊急事態 避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。
- ・全面緊急事態 避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

なお、これらの緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講ずることを基本とするが、更に事態が悪化したことにより当該特定原子力施設から放射性物質が放出された場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態や緊急時モニタリング結果を踏まえ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

(1) 緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の一部区域ではいままなお避難指示が継続されており、こうした区域（以下「避難指示区域」という。）のうち避難指示解除準備区域や居住制限区域では住民の一時立入が行われている一方で、既に避難指示が解除された区域では住民が帰還し生活を再開している。新たな緊急事態が発生した場合には、こうした現状を踏まえた適切な防護措置を講ずる必要がある。

当該特定原子力施設において、周辺住民の防護措置が必要となるような新たな緊急事態が発生した場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態を踏まえて緊急事態を判断し、放射性物質が放出される前の初期対応段階において、事態の進展に応じた予防的な防護措置を講ずることが適当である。

このため、放射性物質が放出される前の初期対応段階においては、次に掲げるとおり、緊急事態を次の三つに区分して判断し、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策重点区域において当該各区分に応じた防護措置を講ずることが適当である。

- ・警戒事態 避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。
- ・施設敷地緊急事態 避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。
- ・全面緊急事態 避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

なお、これらの緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講ずることを基本とするが、更に事態が悪化したことにより当該特定原子力施設から放射性物質が放出された場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態や緊急時モニタリング結果を踏まえ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(2) 緊急事態区分を判断する基準 「略」</p> <p>① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の全号炉に係る基準 放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量(三か月平均) + 毎時五マイクロシーベルト』とする。</p> <p>〔②・③ 略〕</p> <p>(3) 原子力災害対策重点区域 当該特定原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は実用発電用原子炉施設の場合と同様とし、具体的な区域については関係地方公共団体が当該地域の地理的社会的状況等を勘案してその地域防災計画に定めるものとする。新たな緊急事態が発生した場合には、この原子力災害対策重点区域において、放射性物質が放出される前に緊急事態区分に応じた予防的な防護措置を講ずることを基本とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔(4) (6) 略〕</p> <p>〔第6・第7 略〕</p>
	<p>(2) 緊急事態区分を判断する基準 「同上」</p> <p>① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の全号炉に係る基準 放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量(三ヶ月平均) + 毎時五マイクロシーベルト』とする。</p> <p>〔②・③ 同上〕</p> <p>(3) 原子力災害対策重点区域 当該特定原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は実用発電用原子炉施設の場合と同様とし、具体的な区域については関係地方公共団体が当該地域の地理的社会的状況等を勘案してその地域防災計画に定めるものとする。新たな緊急事態が発生した場合には、この原子力災害対策重点区域において、放射性物質が放出される前に緊急事態区分に応じた予防的な防護措置を講ずることを基本とする。</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔(4) (6) 同上〕</p> <p>〔第6・第7 同上〕</p>